



2026年5月22日

各 位

会社名 日本製麻株式会社
代表者名 代表取締役社長 植杉 泰久
(コード番号 3306 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部長 山中 寛志
電話番号 078-332-8251

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に 対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月25日開催予定の第98期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入

（1）導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役①」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたします。

（2）導入の条件

本制度は、対象取締役①に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において、年額1億2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役①に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

（3）本制度の概要

対象取締役①は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役①に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額8千5百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年17万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役①が当社の取締役その他当社取締役会で定め

る地位を喪失する日までとしております。各対象取締役①への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役①に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役①との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約①」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

①対象取締役①は、あらかじめ定められた期間、本割当契約①により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

2. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入

（1）導入の目的

当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役②」といいます。）を対象に、企業価値の毀損の防止および信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役①と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

（2）導入の条件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において、年額2千万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の監査等委員である取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役②に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

（3）本制度の概要

対象取締役②は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。本制度に基づき、対象取締役②に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の監査等委員である取締役の報酬枠とは別枠で年額1千5百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役②が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役②への具体的な支給時期および配分については、監査等委員である取締役の協議において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役②に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役②との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約②」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

①対象取締役②は、あらかじめ定められた期間、本割当契約②により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上